

自転車保険 入つてますか?

令和2年10月1日から
自転車保険への加入が
義務となりました

～福岡県自転車条例改正～

全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることなど、最近の自転車を取り巻く状況の変化に対応するため、自転車条例が改正されました。

万が一事故を起こしてしまったときに備えて自転車保険に加入するなど、事業者としても以下の点を踏まえて自転車の安全利用に取り組んでいただきましますようお願いします。

自転車条例改正の主なポイント

自転車保険の加入義務(令和2年10月1日施行)

○全国的な自転車事故での高額賠償事例の発生

賠償額
約9,521万円

高額賠償の事例

小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭がい骨骨折などで意識不明の重体となった。

保険加入義務化

自転車を利用する人
(子どもが利用する場合はその保護者)

従業員に自転車を利用させる事業者

自転車貸付業者(県への届出義務があります)

※事業者・学校は、通勤・通学に自転車を利用する人の保険加入を確認しましょう。

その他の改正ポイント

事故の際の負傷者の救護・警察への報告義務

○自転車事故が起きたときには、負傷者を救護し、警察に報告しなければなりません。



交通事故をなくす福岡県県民運動本部

(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)



福岡県自転車条例

自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例

自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

自転車の安全利用の促進

○夜間のライト点灯



○ブレーキを備えていない自転車の運転禁止



○飲酒運転の禁止



幼児・児童・高齢者のヘルメットの着用

保護者・ご家族の皆さん、児童・高齢者の方へ、ヘルメットの着用を呼びかけましょう。



自転車の点検及び整備

反射器材の装着、
タイヤの空気圧や
ブレーキの効きなど
の自己点検をし
ましょう。



これらの「ながら運転」は禁止行為です

傘をさしながら



大音量で
音楽等を
聴きながら



スマホや
携帯を
操作しながら



詳しくは、福岡県のホームページを！ 福岡県 自転車条例

問合せ先：福岡県生活安全課 ☎092-643-3167

検索



自転車条例